

エブリー高松レインボー店 (No.963)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 6 月 29 日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名 称 ①株式会社エブリーホームイホールディングス ②エムエル・エステート株式会社 住 所 ①広島県福山市南蔵王町一丁目 6 番 11 号 ②東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 6 号
大規模小売店舗の名称及び所在地	名 称 エブリー高松レインボー店 所在地 高松市多肥上町字日暮 1319 番ほか
変更した事項	(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】 エムエル・エステート株式会社 代表取締役 芳野 秀俊 【変更後】 エムエル・エステート株式会社 代表取締役 石山 博英
変更の年月日	令和 2 年 4 月 1 日
変更する理由	設置者代表者変更のため

2 届出年月日 令和 2 年 6 月 18 日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和 2 年 6 月 29 日から令和 2 年 10 月 29 日まで

4 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和 2 年 10 月 29 日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ